

平成十七年二月一日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一六二第四号

平成十七年二月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出小規模作業所に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出小規模作業所に関する質問に対する答弁書

これまで、いわゆる小規模作業所のうち一定の要件を満たすものについては、社会福祉法人の法人格を認め、小規模通所授産施設への移行を促進してきたところである。

今回、御指摘のように社会福祉法人の法人格の取得要件の緩和を行うことは考えていないが、今国会に提出を予定している障害者自立支援給付法案（仮称）においては、社会福祉法人でなくとも、特定非営利活動法人、医療法人等の法人格を有する者であつて、かつ、一定の基準を満たして良質なサービスを提供することができるとについては、同法案に規定する給付の対象となる通所により利用されるサービスの実施主体となることを可能とすることを検討している。